平成２９年（フ）第２５５号
沖縄県那覇市樋川１丁目25番１号
債務者　大城　正幸
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２９２号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目208番地　金城アパート203
債務者　與那嶺初音
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２４３号
盛岡市下飯岡２地割167番地
債務者　浅沼　友紀
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２７５号
盛岡市稲荷町５番48号　大沢アパート３号
債務者　片岡　理沙
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２８３号
茨城県ひたちなか市大字足崎1307番地10、前住所茨城県日立市中丸町２丁目16番１号
債務者　市毛　啓司
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２９７号
茨城県水戸市見和２丁目488番地
債務者　伊藤　　洋
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２９９号
茨城県小美玉市飯前1182番地　第一田山アパート４号室
債務者　井上　一志
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６６３号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地24棟506号室、前住所京都市伏見区桃山福島太夫西町27番地５　古川方
債務者　原　　芳貴
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９００号
京都市右京区西京極藪ノ下町５番地１　ＰＲＥＳＴＩＧＥ西京極第１―206号
債務者　貴島　　愛
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
香川県高松市上福岡町846番地　古市荘16
債務者　下谷　卓義
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２２号
香川県木田郡三木町大字池戸2451番地１　ビレッジパストラルＡ―202
債務者　森　　千恵（旧姓東原）
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６号
鹿児島県志布志市志布志町帖8259番地１
債務者　脇原フサ江
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第３０９３号
大阪市旭区高殿３丁目27番１―605号
債務者　宮坂　直子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８５２号
大阪府吹田市南金田１丁目４番11―206号
債務者　松本亜記子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０１９号
大阪府豊能郡豊能町ときわ台１丁目３番地の16
債務者　中村　綾佳
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１７１号
大阪府枚方市東中振１丁目19番52―205号
債務者　林　　恵美（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１８８号
大阪府東大阪市布市町４丁目５番12号
債務者　山﨑　理恵
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２６７号
大阪府箕面市稲６丁目８番１―301号
債務者　北本　昭一
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部